

介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号）」の規定に基づき、下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

記

1 法人名

法人名：株式会社健康倶楽部

所在地：小樽市花園2丁目5番2号

代表者：代表取締役 加藤 文雄（かとう ふみお）

2 事業所名

事業所名：小規模多機能ホームとこしえ彩り

所在地：札幌市厚別区厚別東3条4丁目1-30 健康倶楽部 彩り

3 事業の種類

指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護

4 行政処分の内容

(1) 行政処分の内容

指定の一部の効力停止（新規利用者の受入停止及び報酬支払額の7割への制限（3割の減額））6月

(2) 行政処分の期間

令和4年2月1日から令和4年7月31日まで

※本処分において、小規模多機能ホームとこしえ彩りの現利用者の処遇上の支障は生じません。

5 行政処分の理由

(1) 運営基準違反に伴う不正請求

運営基準に違反し平成30年11月から令和2年12月にかけて、40名の利用者について事前に小規模多機能型居宅介護計画を作成せず、利用者等からの同意の徴取を行わないままサービスを提供していた。

この運営基準違反に伴い、総合マネジメント体制強化加算の算定要件の一つである「利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。」という要件を満たしていないにもかかわらず、上記期間において総合マネジメント体制強化加算を算定し、地域密着型介護サービス費及び地域密着型介護予防サービス費を不正に請求した。

(根拠となる法令の条項：介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 8 号及び第 115 条の 19 第 1 項第 7 号)

(2) 虚偽報告、虚偽答弁

監査において、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関して報告を求め、又、質問をしたところ、利用者又は家族への説明及び利用者の同意の有無等について虚偽の報告及び虚偽の答弁を行った。

(根拠となる法令の条項：介護保険法第 78 条の 10 第 1 項第 9 号、第 10 号及び第 115 条の 19 第 1 項第 8 号、第 9 号)

6 経済上の措置

不正に請求して受領していた小規模多機能型居宅介護費等を返還させるほか、介護保険法第 22 条第 3 項の規定により、当該返還金額に 100 分の 40 を乗じて得た加算額を請求する。

返還金額 約 182 万円 (不正請求額 約 130 万円、加算額 約 52 万円)